

岐阜県公報

第 五 百 三 十 四 号
令 和 六 年 十 月 十 五 日

(火 曜 日)

目 次

規 則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

(人 事 課) 四二五^ハ

告 示

土壌汚染対策法に基づく措置を講ずることが必要な区域の指定の解除

(環 境 管 理 課) 四二五

土壌汚染対策法に基づく変更の届出をしなければならない区域の指定の解除

(同) 四二六

保安林に指定する予定である旨の通知
道路の区域変更

(森 林 保 全 課) 四二六
(道 路 維 持 課) 四二六

公 示

県営土地改良事業計画の変更の決定
落札者等に関する公示

(農 地 整 備 課) 四二七
(森 林 活 用 推 進 課) 四二七

規 則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十三号

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

岐阜県事務委任規則(昭和四十三年岐阜県規則第百二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三保健所長の部二十三の項に次の一号を加える。

19 省令別表第十七第九号ロからニまでの規定による情報の提供を受けること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第四百号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第四項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域(以下「要措置区域」という。)の指定を次のとおり解除する。

令和六年十月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定を解除する要措置区域

令和三年岐阜県告示第四百八十六号により指定した区域（安八郡安八町南今ヶ淵字東沼五九七番一、森部字高須一五五八番一、大森字筏場一八番一、字伊勢沼一〇八番及び一六八番一並びに字松原一八〇番一並びに氷取字金沼二六四番四及び二六五番一の各一部）のうち、安八郡安八町南今ヶ淵字東沼五九七番一の全部（令和五年岐阜県告示第四百四十六号により指定を解除した区域以外の区域）並びに同町森部字高須一五五八番一及び大森字伊勢沼一〇八番の各一部

二 指定に係る特定有害物質の種類

鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 当該要措置区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

岐阜県告示第四百一号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）の指定を次のとおり解除する。

令和六年十月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定を解除する形質変更時要届出区域

令和三年岐阜県告示第四百八十七号により指定した区域（安八郡安八町森部字高須一五五八番一並びに大森字筏場一八番一、字伊勢沼一〇八番及び字松原一八〇番一の各一部）の全部（令和五年岐阜県告示第三号及び令和五年岐阜県告示第四百四十七号により指定を解除した区域以外の区域）

二 指定に係る特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

三 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

岐阜県告示第四百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。
令和六年十月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市滝町一七四五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和六年十月十五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年十月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類		道の種類	
美大並和線		路線名	
郡上市八幡町相生字大組二〇五五番二地先から同市同町同字野首一九七六番一地先まで		区 間	
後	前	別前変区域後更	敷地の幅員(メートル)
四・五 三・四	三・八 九・六	ル(メートル)	延 長
二〇四・二	二〇九・一	ル(メートル)	備 考

岐阜県告示第四百四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和六年十月十五日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年十月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類		道の種類	
海安津八線		路線名	
安八郡輪之内町中郷字下切戸一〇〇六番八地先から同郡同町里字中之池二六八四番四地先まで		区 間	
前	後	別前変区域後更	敷地の幅員(メートル)
九・一 三・七	一〇・三 一七・一	ル(メートル)	延 長
七四・二	一三三・三	ル(メートル)	備 考

同郡同町同字同	同郡同町同字同	同郡同町同字同	同郡同町同字同
一〇二〇番五地先	一〇二〇番五地先	一〇二〇番五地先	一〇二〇番五地先
後	後	後	後
二〇〇 三・七	二〇〇 三・七	二〇〇 三・七	二〇〇 三・七
七四・二	七四・二	七四・二	七四・二

公 示

県営土地改良事業計画の変更の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により、次の地区に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、当該変更後の事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和六年十月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
玄の子地区	飛 驒 市 役 所	令和 六・一〇・一三から 同 六・一一・一三まで

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成七年岐阜県規則第二百十号)第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和六年十月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 調達役務の名称及び数量 G クレジット制度管理システムの構築及び運用業務 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

- 3 入札公告を行った日 令和 6 年 7 月 26 日
- 4 落札者を決定した日 令和 6 年 9 月 5 日
- 5 落札者の住所及び氏名 愛知県名古屋市中区錦二丁目17番21号
株式会社 N T T データ東海
代表取締役社長 仙田 達也
- 6 落札金額 61,820,000円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称 岐阜県林政部森林活用推進課森林吸収源対策室森林吸収源対策係
 - (2) 所 在 地 岐阜市藪田南二丁目 1 番 1 号

令和六年十月十五日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜文芸社